

# 令和4年第6回東大和市議会総務委員会記録

令和4年12月9日（金曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	中間建二君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	佐竹康彦君
委員	床鍋義博君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
----	-------	----	--------

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

## 出席説明員（8名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
総合戦略推進 担当課長	田代雄己君	文書課長	阿部晴彦君
デジタル 政策課長	菊地浩君	職員課長	岩本尚史君

## 会議に付した案件

- (1) 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例
- (2) 第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例
- (4) 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (5) 4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情
- (6) 所管事務調査  
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (7) 所管事務調査  
行政のデジタル化について

午前 9時30分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから令和4年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） それではお伺いします。

まず1つに、要配慮個人情報の扱いについてお伺いします。

現行の個人情報保護条例第6条2項にある、「実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。」と、このように書かれているわけですが、新条例ではこれを引き継ぐ条文が見当たりませんが、個人情報保護法のほうで担保されているという理解でよろしいのでしょうか。

2つ目に、11月30日の全員協議会で頂いた資料、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例（案）の骨子の中にある、オンライン手続化とも関わってくるのかというふうに思うんですが、オンラインによる手続を行う際に、手続をする者は要配慮個人情報も入力をするということになるのか、安全性の面でお伺いしたいというふうに思います。

それから、個人情報保護法の41条で仮名加工情報の作成等が、また法第43条では匿名加工情報の作成等というものが示されていますが、市からは、これらを加工する前に、民間事業者等に加工する前の生のデータを提供するということになるのでしょうか。その時点で安全性などはどのように担保されているのか伺います。

それから最後に、行政機関等匿名加工情報制度は、条例実施時点では……ごめんなさい、これは後で、すみません。ごめんなさい。

○委員長（和地仁美君） 以上でよろしいですか。

○文書課長（阿部晴彦君） 私のほうからは、1点目と3点目をお答えさせていただきます。

1点目の要配慮個人情報につきましては、個人情報の保護法の第61条に定めます個人情報の保有の制限などの規定により、現行の条例と同水準の保護が担保されると考えております。

3点目でございます。仮名加工情報につきましては、個人情報保護法第41条の規定に定めがございます。事業者が保有する個人情報を基に仮名加工情報を作成する場合には、他の情報と照合しない限り特定の個人情報を識別できないようにするため、個人情報保護委員会の規則で定める基準に従うこととされております。

また行政機関等匿名加工情報制度は、当市におきましては条例施行時点では導入をいたしません。仮に作成する場合には、高度な専門性なども必要とされますので、委託することも考えられます。その際には、委託先の事業者に対して個人情報保護法の規律と市との契約により安全管理の措置を遵守することが義務づけられる、そのように考えております。

以上でございます。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 私のほうは2点目についてお答えさせていただきます。

全員協議会で御説明させていただきました、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例におきましては、行政手続のオンライン化の法規的根拠を定めるものでありますため、具体的な対象手続

は条例制定後に検討してくことになります。手続の内容によりましては、要配慮個人情報を入力する可能性もありますけれども、セキュリティの高いシステムを使用することなどにより、個人情報の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今の御答弁の中で、行政機関等匿名加工情報制度はこの条例の施行の時点では導入されないと。仮に作成する場合、匿名加工情報なりを作成する場合には委託することは考えられるということですが、個人情報保護法の42条で、「仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ）を第三者に提供してはならない」とあるんですが、下請業者への再委託があるとすると、これは第三者というふうにみなすのか、また契約で再委託禁止とするのか。そういうようなことが選択肢として出てくると思うんですけども、また、これらの仮名加工情報や匿名加工情報は、加工後も個人情報保護法上の個人情報であるのか。それとも本人の同意を得なくても第三者への提供や目的外利用できるのかという点について伺います。

○文書課長（阿部晴彦君） 下請業者などへの再委託につきましては、契約において、原則として全部または主たる部分の再委託は禁止するものと考えております。匿名加工情報につきましては個人が特定できませんので、本人の同意がなく目的外の利用等が可能とされております。仮名加工情報につきましては個人が特定できる可能性があることから、匿名加工情報よりもより慎重な取扱いが必要とされております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例に反対の立場で討論します。

私どもは、平成27年第4回定例会で成立した東大和市における個人番号の利用等に関する条例、及び令和4年第3回定例会で成立した東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたしました。その際、反対理由として挙げた諸点は基本的には今日も残されたままであり、今回の東大和市個人情報保護法施行条例（案）は、同様の理由により反対せざるを得ないと考えています。

東大和市における個人番号の利用等に関する条例を審議した際に提起した問題は、1つ目にマイナンバーがひもづけられる事務の範囲が極めて広範囲になること。2つ目には、技術的な問題にとどまらず、故意またはヒューマンエラーによる情報漏えいのリスクが飛躍的に高まること。3つ目に、制度自体がプライバシー権を侵害する憲法違反の疑いがあるとして、当時5地裁で一斉に提訴され、今日でも係争中になっているというも

のでした。

令和3年5月にデジタル関連法が成立したことにより、データに匿名加工を施せば、住民の個人情報が商品としてビジネスに利用されることが可能とされました。データ流通の支障となるとして、ビジネス上の必要性から、全国の各自治体が独自につくり上げてきた個人情報保護条例を廃止させて、一律に個人情報保護法施行条例につくり替えることになっています。本議案はこれを前提として提案されているものです。

憲法13条で保障された幸福追求権の一つとされるプライバシー権、自己情報コントロール権の保障のためには、これらの個人情報を安易に取り扱うことは許されませんが、政府の個人情報保護委員会のガイドラインでも、仮名加工情報に求められる、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって、特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。また、匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者または匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものであると、このように書かれております。この条文からだけでは理解できない形で、全く無責任なものとなっています。

以上のことから、本条例案については反対をするものです。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立多数。

よって、原案どおり可決と決します。

---

○委員長（和地仁美君） 次に、第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。  
討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（和地仁美君） 次に、第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） 第64号議案では3つばかりお伺いしたいと思います。

現行の個人情報保護条例第43条をそのまま移してると理解してよろしいのでしょうか。

それから、審議会の役割や事務執行上の関わり方の変化はあるのでしょうか。

それから3つ目に、これまでのように一律に案件の全てを審査会の諮問の対象とすることがないとすると、万一、諮問の対象としなかったことが事後的に不適切な扱いだとされた場合に、市が一方的に責任を問われるのではないかと心配しているのですが、この点ではどうなのでしょう。

以上です。

○文書課長（阿部晴彦君） 1点目の、東大和市個人情報審議会条例に関しましては、現行の東大和市個人情報保護条例第43条を移行するもので、基本的に現在の内容と変更はございません。

2点目につきましては審議会でございますが、個人情報の委託などについて、典型的に諮問を要件とする条例を定めることが認められなくなります。市では、高度な専門性や市民意識を踏まえた視点を引き続き確保するために審議会を設置いたします。それによりまして、個人情報の保護制度の重要事項につきまして必要に応じて諮問し、意見を頂き、市政に反映させてまいりたいと考えております。

3点目でございますが、市といたしましては、これまで重要な役割を果たしてきた審議会の機能を今後も維持してまいります。審議会からは、個人情報保護制度の重要事項につきまして必要に応じて諮問し、意見を伺ってまいります。法律と条例に基づいた個人情報の取扱いなどをしっかりと行うことで、適切に個人情報保護制度の運営が引き続きできると考えております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例に反対の立場で討論いたします。

本議案は、62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例と一体のものであり、62号議案で述べた反対理由と同様の理由で本議案には反対いたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 起立多数。

よって、原案どおり可決と決します。

---

○委員長（和地仁美君） 次に、第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） まず3条のところ、高度な、専門的な知識または優れた識見を有する者の採用ということで、市として、これは様々な業務に関して当てはまると思うんですけども、直近で、本当にこう必要だなど思うようなところが想定されていて、それがあれば教えてください。

それと7条ですね、基準となる職務とその号給で給与のランクづけがされているんですけども、これって、読んで非常に分かりにくいんですけど、これって総合的に勘案して決定するっていう一言で済むのかなと実は思っていて、この職種によって、この号数に当たるかどうかっていうのが非常に、これ自体を判断するのがすごく難しいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりきっちりこう、庁内の中で調整ができていますのかっていうところを教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 1点目の3条1項、こちらは特定の任期付職員ということでございますが、現時点で具体的にこの職種という想定はございませんが、実際に導入しているところでは弁護士ですとか、あと医療関係、医師等、そういったような高度な専門性の職を採用している事例がございます。

2点目の7条のところ、こちら同じく特定任期付職員の給料は何を基準に定めるのか、難しいのではないかとこのところでございますが、こちらにつきましても、今お話あったように実際に総合的に決めていくんですが、こちらについては他市の事例もございます。ほかの市の、実際にこの職種でこの金額という均衡もございまして、そういったところも勘案しながら、実際任用するに当たっては決定していきたいと考えております。以上です。

○総務部長（矢吹勇一君） 今職員課長から御説明した内容の補足ございまして、3条に基づく任期付職員につきましては、3条1項に基づく特定任期付職員と、3条2項に基づく一般任期付職員と2種類ございます。現在、全員協議会においても御説明させていただきましたが、3条2項に基づく、いわゆる企業版ふるさと納税（人材派遣型）のスキームを利用した採用について、現在検討はございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今回のこの条例については先ほども御答弁がございました、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用を見越しての条例制定ということで御説明いただいておりますが、この条例が制定され、このような形で民間の専門的な知見、経験を持っていらっしゃる方が市政運営に、行政運営に関わっていただけることは大変ありがたいことだと思うんですけども、これ具体的に、今の段階で例えば来年度、新年度から具体的にどういう分野にどういう人材の活用を図っていくということが、見通しがあるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 今回、企業版ふるさと納税の人材派遣型ということで民間人材の活用となっておりますけれども、こちらにつきましては、年度当初に第一生命さんのほうから御提案をいただきまして、庁内でどういう業務にそういう貢献いただけるかということで検討しまして、現在最終的なお願いとしましてはブランド・プロモーションの強化業務ということで、それに寄与する職務経験や技術のある方を希望しているということです。

今第一生命さんのほうでは内部で今検討しているということでございますけれども、東大和市としましては、この条例がないと採用ができませんので、今回こういう御提案をさせていただいているところでございます。条例が可決された後に選定などを行いますけれども、できれば、任用自体は令和5年4月1日付を目指してはいるところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 具体的な採用のめどというか、見通しも持った中での条例制定ということで理解をいたしました。また今のブランド・プロモーションは東大和市が特に力を入れて、定住促進策として取り組んでいただいている政策でありますので、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、ただこれまでも市政運営においては、例えば技術職の人材の不足も言われていたり、また先ほど他市では弁護士等の採用ということで様々な法律関係の事務等も、困難事例も増えてきているかと思いますが、要は、こういう条例ができる限りにおいては、より幅広く民間の人材登用については、やはり東大和市としても積極的に、今回の事例に限らずさらに増えていくことが、やはり望ましいかというふうには受け止めているんですけども、その点についての市の考え方について伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） ただいま御質問いただきました点でございますが、今回提案をさせていただいております条例で、申出がありましたものに特化するということではなく、幅広い専門的な知識を持った方を対象にするということで御提案させていただいております。今後必要に応じて、やっぱり民間の資格を持った方の人材の力を、協力を得るという基本的な考えでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今副市長からの具体的な、ブランド・プロモーション以外でも幅広く人材の活用をしたいということで、御提案されているというような御答弁ありましたけれども、現在採用を検討している職種以外に、他に考え得るような職種があるかどうか。あと懸念されるのは、例えば自衛隊員や警察官など、権力的な任務に従事をされるような方を迎え入れるという想定はあるのかどうか伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 現時点では他の採用予定はございません。また権力的なところでございますが、現在当市では、例えば退職自衛官等の任用予定といったものはございません。ただし今現状では、警視庁また東京消防庁から、自治法の派遣の職員ということで道路交通課と防災安全課に職員を受け入れていると、そういった実績はございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） この議案そのものが、一般職の任期付職員の採用ということに絞って御提案をいただいているわけでありましたが、この条文からは見えてこないわけですけど、事前の説明では先ほどからお話ありましたとおり、何だっけ、企業版ふるさと納税ですね、この人材派遣型というものを活用したものの受皿になる条例提案なんだということになるかと思えます。

そこで、これまでの国会の審議なんか少し見てみたんですけども、活用に当たって幾つか留意すべき問題もあるのかというふうに思うんです。例えば、寄附企業からの人材受入れなどを対外的に明らかにすることによって透明性を確保し、寄附企業への寄附を行うことの代償として経済的利益供与の禁止、これうたわれているわけですが、こういったことが担保できるのかどうか。

国会では、国はそういうことをチェックする機関がないので、これは地方議会で役割を果たしてほしいと、こういう答弁も大臣がされておりました。この制度を実行するに当たっては市議会でも、例えば企業名や寄附額、その仕事の内容など、具体的な項目を議会がチェックするための施行規則等の整備も同時に必要になるんじゃないかというふうに思うんですが、この点ではいかがお考えでしょうか。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 企業版ふるさと納税の人材派遣型の運用についてというふうに理解させていただきますと、国のほうから、今おっしゃられたような留意事項が示されております。その運用に当たりますと、私どももきちんとその国の留意事項を踏まえまして対応してまいりたいと思っております。特に先進的な自治体がありますので、そういう取組が進んでいる自治体を参考にしながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に反対の立場で討論いたします。

本条例案は企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用して、民間企業の人材を一般職の任期付職員として採用する際の採用及び給与の特例を定めるものですが、ブランド・プロモーション強化業務などの職務経験や技術のある人材の採用を予定しているとされています。

本条例案の制定のきっかけとされる政府のデジタル田園都市国家構想の示すところによれば、企業版ふるさと納税を利用すれば、寄附した企業は寄附額の最大9割の法人関係税が軽減されるとあり、人材派遣型と同様の効果が得られるとされています。民間活力を生かした地域活性化をうたい文句にしていますが、野放図に利用されれば、企業と自治体との間に癒着や依存が生じるおそれがあり、企業が寄附を行うことの代償としての経済的利益供与の禁止などを示しています。

しかし、力関係によっては、結果としていずれかにデメリットが生じることも懸念されます。そのため活用に当たっての透明性を担保する仕組みが必要ですが、政府としてのチェック機関はなく、政府は地方議会に委ねています。したがって、少なくとも市議会で企業名や寄附額、業務内容などの具体的な項目をチェックできるよう、最低限の規則の整備等を示してから提案されるべきものと考えます。

以上のことから、本議案には反対をいたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 起立多数。

よって原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

---

午前10時 5分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（和地仁美君） 次に、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。自由討議させていただきたいと思います。

今回の陳情につきましては、私としては賛同はいたしかねるということを、まずお話をしたいと思います。

日本政府は従来から誘導弾等による攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限の措置を取ること、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのにほかに手段がないと認められることに限り、誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるとの解釈の下、対応を取ることが表明をしております。

このような見解と相手からの武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その対応も自衛のための必要最小限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るなど、憲法にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢という専守防衛の考え方は整合するものと考えます。専守防衛は憲法にのっとり我が国防衛の基本方針でもあり、今後とも堅持していく方針であるとの方針が示されていること。また、国の最高法規である憲法の範囲内で抜本的な防衛力の見直しを行っていくことは当然のことであり、激変する世界情勢の中で抑止力及び対処力を強化し、国民の生命と財産を守り抜いていく必要があるということから、今回の陳情には賛同いたしかねますことをお伝えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（森田真一君） 今必要最小限、万やむを得ない必要最小限の限度の措置ということでお話もあったわけですが、一方で本当にそれが相手がどこかじゃないですけど、相手が攻撃したときに、その攻撃をしてきた基地に対して反撃ができるのかっていうところでは疑問が呈されているわけであります。

この間北朝鮮のミサイル発射も本当に頻繁に行われて、これは大変憂慮すべき事態だと思っておりますが、一方で先日Jアラートが鳴ったときにも、どこから飛んできて、どこへ飛んでいったのかも分からないというようなこともありましたし、そうなりますと、これはそのミサイルを発射したところをたたくというよりは、それを指揮している中央、中枢をたたくしかない、こういうことになるわけであります。

さらに言えば、かつてみたいにミサイルが液体燃料であった時代だと発射の兆候をつかめるということはあったわけですが、今は固形燃料に変わっているということで、その兆候をつかむいとまもないということから、先制攻撃さえしなければならぬと、こういうことも言われているわけであります。

報復攻撃の正当性の口実を与えることに、これなるのではないかというふうに思うんです。自衛隊の存在理由である専守防衛の放棄につながるのではないかと憂慮します。これ何も私が勝手に言っている話ではなくて、今年お亡くなりになった安倍元首相が今年の4月にそういう同様の講演をなさっていたということからも、政府、中央としても基本的にはそういうことも選択肢としてあり得るというふうに考えているのではないかと理解をします。

それから、必要最小限度っていったときに相手国がどこであって、どういう軍事力を有しているのかっていうことで、そのこちらの最低限度の質が変わってくるのではないのでしょうか。例えば中国と北朝鮮、全く軍事力違うわけですから、そうなると必要最小限度の定義も変わってくるのではないのでしょうか。

陳情者からは先ほどお話いただきましたけども、台湾有事ということも言われているわけでありますが、仮に中国を仮想敵国と見立てているのであれば、これは今年の4月に行われた財政制度等審議会の部会で財務省が出してきた資料なんですけど、日本と中国の軍事費の差は今3.4倍あると。令和元年度の防衛白書を見ますと、陸上兵力では7倍の差、海上兵力では5.5倍、航空兵力で7.4倍の戦力差があると言われております。防衛費をGDP比2%にするというだけが先行しているという指摘もあるところです。

岸田首相御自身は、額ありきではない、必要な防衛装備を積み上げると、そのように発言繰り返されておりますけれども、この積み上げる装備には米国製の巡航ミサイル・トマホーク500発などの先制攻撃用の兵器が含まれ、先日、自公両党での敵基地攻撃能力の保有に合意をされたということも報道されておりましたが、これも恐らく含まれていることなんでしょう。

実際の配備計画に全く整合性がないじゃないかと、矛盾だらけだと、武器ばかり買い込んで、それを扱う自衛隊員が全く足りないのにどうするのかということも石破元防衛大臣なども主張されておりました。自衛隊では予算不足で隊員がトイレトペーパーを自費で買ってくるという話が国会で取り上げられたことも記憶に新しいところです。

読売新聞でもこのことを報じられましたけれども、自衛隊の幹部は、そのときに生活環境がよくなれば士気が上がる、従来の認識を変える必要があると指摘をすると、こんなことが書いてありましたけれども、トイレトペーパー買って士気が上がるんだったら、別に武器買わなくてもいいんじゃないっていう、そういうこともこれ別に冗談で言っているわけじゃないんですが、いや全くそんなことさえできないところがね、何兆円積み上げて大国に張り合おうなどということ自体が、もうナンセンスだと言わざるを得ないというふうに思います。

それから、昨日だったかな、昨日のしんぶん赤旗で報道したところなんですけど、今年の11月に行われた日米共同統合（実動）演習キーン・ソード23で、米陸軍・空軍と自衛隊のそれぞれの特殊作戦部隊が共同で青森県内の三沢対地射爆場で戦闘訓練を行っていたということを伝えました。これは相手国に深く侵入をして軍事拠点の攻撃や要人暗殺などを行う訓練となっております。敵基地攻撃能力の保有はもう既に始まっているのではないのでしょうか。

しかも日本有事だけではなく、アメリカが戦闘を始めた場合でも集団的自衛権として敵基地攻撃を行えるというのが政府の立場であります。これまさしく自衛隊が米軍の2軍になると、こう言っても差し支えないと思います。5年間では43兆円の大軍拡という財源、このことも陳情主、御指摘されておりましたけれども、一体これどこから持ってくるのかと。借金で軍拡費用を賄うことについても、財務省は先ほど御紹介のとおり懸念をしていると。

その資料の中でも第2次世界大戦中の1937年から45年に、日本が軍事費のために1,498億円も借金をして、戦後にはハイパーインフレを起こしたことも紹介をされており、歯止めなき公債発行は結果的に国民資産の毀損を引き起こしたと指摘をしています。

その上で現在の日本の裏づけのないまま軍事費を賄い続ければ、結果的にそれ自体が我が国の脆弱性になりかねないと、財務省はこのように指摘をしておるわけです。

安全保障をいうならば、まずもって食料とエネルギーの自給率の解決をするのが先ではないかという声もあります。食料自給率でいえば約3割、エネルギー自給率でいえば約1割と言われておりますけれども、さきの戦争の敗因はこういったことを無視した日本政府の精神主義に基づいているものであり、ロジスティックを考慮しないことではいまだに続いているのかというふうには言わざるを得ないかと思えます。

以上です。

○委員（大后治雄君） まず、防衛費に関してです。岸田内閣は将来的に防衛費をGDP比で2%にするとしておりますが、防衛費を2倍にしたところで単純に防衛力は2倍になるわけではなく、現在でも4割以上にも及ぶ人件費などに鑑みましても、防衛装備の自動化、省力化、無人化、省人化などの近代化を進める等の内容が肝要でありまして、2%という数字ありきで語られるものではないというふうには考えます。

次に、敵基地攻撃能力に関してです。これまで我が国では外国から武力攻撃を受けない限り、自衛隊は武力行使をしないという前提で防衛が語られてまいりました。さきの安保法制の変更によりまして憲法9条の空文化が進められました。限定的な集団的自衛権行使の容認で、海外で武力行使ができるようになりましたが、さらに外国を攻撃する反撃能力を持ちますと、専守防衛との関係でより一層説明が難しくなるものと考えます。

次に、反撃と先制攻撃を区別する基準が曖昧であるということも問題であります。ここが間違えば当然国際法違反となりまして、自衛の正当性が損なわれることとなります。また、反撃の対象も曖昧であります。何でも軍事目標と言ってしまえば、その対象となってしまうおそれがあります。ロシアがウクライナを攻撃したことも、ロシアの言い分によれば相手が攻撃に着手したことに起因する反撃であります。国際的な批判にさらされているということは言うまでもございません。

かつて1956年に当時の鳩山一郎首相が敵基地攻撃能力を持つことは、法理的には可能と国会で答弁されておりますが、仮に防衛費を増やすことで物理的な反撃能力を持ち法理的には可能であるとしても、反撃と先制攻撃の区別や反撃の対象の基準が曖昧なままでは国際法違反のおそれが排除できないこととなり、ロシアと同様に我が国の国際的な立場を損ない孤立することとなるのではないのでしょうか。

ただし、この問題に的確、適切に対応するためには、敵基地攻撃能力の必要性の是非や、防衛費増額の是非を含めた全ての可能性を排除せず、決して思考停止することなく、また視野狭窄に陥ることなく、そして教条主義、独善性、予断を限りなく排除して、将来に禍根を残さないように、国会での議論をはじめとした国民的論議をしっかりと進めるべきであると思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 日本国憲法においては恒久平和、また国民主権、そして基本的人権の尊重、これらが最大限に保障される憲法の考え方、基本原則があるかと思っております。そういう中で政府の在り方として、絶対に戦争を起こさせない、起こさない、また国民の生存権や幸福追求権を最大限に守っていく、これが一番の国家運営の基本であろうかと思っております。

その上で現在の日本を取り巻く安全保障の環境は、かつてこれほど厳しくあったかと思われるほどの状況で

あることを、多くの国民の皆様が実感をされているかと思えます。北朝鮮のミサイル発射は特にこの2022年、少なくとも日本に向けて40回ミサイルが発射され、90発ものミサイルが日本の国土を越え、または日本海に飛来をしている、これほどの状況はかつてなかったわけであります。

また、今年の2月からロシアがウクライナ侵略を一方向的に現状変更の試みとして武力行使をする、このようなことも誰も想像ができなかったような今まさに深刻な状況であろうかというふうに思っております。また、このロシアは中国と連携して日本の周辺で軍事行動を行っていることも明らかとなっております。

こういう厳しい国際環境、安全保障環境の中で、日本政府としてどうやって国民の命と平和な暮らしを守るために防衛環境を整えていくのかということが最重要の課題であり、そういう中で今回の安保3文書の改定について様々な議論がなされているというふうに承知をしております。私どもは報道ベースでしか知る由はないわけでありますけれども、多くの皆様、国民の皆様がこのような安全保障環境の中で不安を抱えている中で、日本として絶対に戦争を起させないための防衛能力の強化ということについては、やはり現実的に対処をせざるを得ない環境かというふうに思っております。

先ほど他の委員からも発言がありましたけれども、やはり私もそういう中ではやはり今GDPの何%、または幾ら、総額ありき、または金額ありきというような議論も一部散見をされておりますけれども、やはりそういうことではなく、どういう防衛力の強化が必要なのか、何が必要なのか、その中身をやはりしっかりと議論をし、国民の皆様にも明らかにする中で今回の改定の取組が理解をされていくように進んでいくことがやはり望ましいのではないかと思っております。

そういう観点から、本陳情には賛同できないものであります。

以上です。

○委員（森田真一君） 今ほど北朝鮮の一連のミサイル発射は、当面の日本の防衛安全上の危機として理解される御発言ありましたが、私は全くそれそのとおりでと思うんです。ただ、じゃあなぜ相手がそういうことが可能なのかということにもやっぱり考えを及ぶ必要あるのかなと思うんです。北朝鮮のような食うや食わずの国が高額なミサイルをあれだけ大量に発射できる理由は、それが国民の生活よりも優先をする、そういう位置づけになっているからですね。先軍政治なんていう言い方をよくニュースでも聞きますけれども、今我が国がまさしくそういう国の形になりかねないような状況にあるんじゃないでしょうか。

先ほども財務省がもう心配しているって話しましたが、この消費税をちょっと上げ、少し上げてみようと、所得税をちょっと上げてみようと、もうそんな問題だけではもう片づかないぐらいお金をかけなければならぬ。軍事対軍事で対抗すればそういうことになる。北朝鮮との関係でさえそうであれば、ましてやそれをはるかに上回るような、先ほど資料のことをちょっと言いましたが、防衛力の差、軍事力の差がある我が国と例えば中国との関係だと考えれば、この軍事対軍事で対抗して、何よりもこの軍事的な面を優先していくというようなことには、もう無理があるんだと、このように考えざるを得ないというふうに思うんです。こういったこともぜひ申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 先ほど今共産主義の下で独裁国家である北朝鮮と、民主主義国家であり国民主権の国家運営がなされている日本国が、何か同じ方向を向いているんじゃないかというような発言がありましたけれども、私は全くそのようには思っておりません。日本の国家運営については、国民主権の下で公平な選挙で政治権力が選ばれ、国民主権の下での国家運営が行われ、そういう中で日本の国民を一方向的に拉致監禁するような北朝

鮮という独裁国家にどう対処していくのか、この厳しい現実に対して、日本国として国民の生命と安全を守るためにどう防衛力を強化していくのか、安全保障環境を整えていくのか、このような真摯な議論が求められているかというふうに思っております。

以上です。

○委員（森田真一君） これ例え話になりますけど、よく世間で過度に健康に関心を寄せる、いわゆる健康オタクって言葉がありますけども、そういった健康オタクぶりをたしなめる言葉として、「健康のためなら死んでもいい」という、こういう冗談があるわけでありまして。

自由討議でも紹介したように、繰り返しになりますが、財務省が心配しているほど財政面からいけば、危機的なところに立っているということとの関係でいうと、あたかも国防のためなら国が破綻しても致し方ないというような事大主義に私たちが陥りかねない、こういうことはあるかというふうに思います。

余計なことを言えば、私ども日本共産党は北朝鮮という国に対して、あの国がいわゆる社会主義国だというふうに認識したことはただの一度もございませんし、また世の中に一般的に、まだ、私たちが考えるような意味での社会主義国というものは存在していないというふうに考えております。

それは脇に置いておきますけども、ちょうど昨日が12月8日、81年前のこの日は日本はアジア太平洋戦争に突入をした日であります。これどなたも御存じのことと思いますが、あのときに彼我の力の差も考えないで、勢いだけでハワイ真珠湾を先制攻撃して、当初こそ破竹の勢いでしたけども、その先は私たちが知るとおりであります。そういうことを今再び繰り返してもいいのかということが問われているのではないのでしょうか。

以上です。

○委員（中間建二君） 度重なりますけれども、先ほどの発言の中で何か国防を強化することで日本国家が破綻してもいいという考え方があるような御発言もありましたが、そのように様々なお考えを持つことは自由かとは思いますが、私は全くそのようにも思いませんし、またそうならないために国民主権の下で政治が監視され、国民の意思に基づいた政治が行われていくべきであるというふうに思っております。

以上です。

○委員（森田真一君） その点については私たちがも思いは同じだと思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論をします。

自由討議でも述べたように、今政府が進めようとしている安保3文書の改定は、軍事優先の国家財政、安保法制の下での米国の軍事行動によって、日本が攻撃を受けていなくても自衛隊が米軍と一体となって戦闘する。すなわち我が国自身が戦争当事国になることなど、憲法9条と専守防衛の放棄に至る事態となることは必定です。

私は一般質問で市財政との関係で爪に火をともしように、心ならずもこれまで続けてきた施策も削ってようやく基金を積み上げたとしても、結局は国が進めている防衛費倍増のための財源として召し上げられることになるのではないかとということも申し上げました。確かに北朝鮮による一連のミサイル発射は、我が国の平和にとって深刻であり、解決を図るべき問題であることは言うまでもありませんが、専ら軍事対軍事だけでこれを解決しようとするれば、まさにミイラ取りがミイラになるごとく、我が国が北朝鮮と同様に先軍政治になる道を歩むこととなります。

昨日は12月8日、81年前のこの日、日本はアジア太平洋戦争に突入をしました。彼我の力の差も考えず、勢いだけでハワイ真珠湾を先制攻撃し、当初こそ破竹の勢いでしたが、その先は私たちが今日知るとおりです。また同じことを繰り返していいのでしょうか。

世間では過度な健康オタクぶりをたしなめる言葉として、「健康のためなら死んでもいい」という冗談がありますが、自由討議でも紹介したように、財務省が心配するほど過度に軍事的な脅威にさいなまれて、あたかも国防最優先、国防のためなら国民生活が破綻しても致し方ないというような、事大主義に陥っているのではないかと懸念をいたします。

日本共産党は、今年の11月にイスタンブールで開催をされたアジア政党国際会議第11回総会に代表団が参加し、アジアの平和構築の問題を提起しました。アジア政党国際会議が核兵器のない世界を呼びかけ続けてきた努力が今日核兵器禁止条約の実現となったこと。そして、ASEANと協力をし東アジアの全ての国を包括する平和の枠組みをつくり、軍事対軍事の悪循環に陥るブロック政治を回避し、地域の全ての国を包み込む包摂的な平和の枠組みをつくる、競争より協力をという外交ビジョンを示して、この宣言がアジア政党国際会議の総会で採択をされました。安保3文書改定による軍事ブロックの強化では平和はつukれない、このことを強調して本陳情に賛成をするものです。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を裁決いたします。本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時41分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から令和4年9月から令和4年11月までの災害対応等について、タブレットに掲載の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

この資料について、質疑等ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 資料の提供いただきましてありがとうございます。2番目、大雨等の対応の中で被害状況、浸水被害も道路冠水もなかったわけですが、倒木1件、建物被害1件ということでございました。

この詳細について教えていただければと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） これは台風14号の被害でございますが、倒木につきましては多摩湖周遊道路の一部で倒木があったということでございます。それから、建物被害でございますが、これは市の施設でございます、中央図書館の天井に一部雨漏りが生じたということでございます。

以上であります。

○委員（森田真一君） この火災の（4）のところにあります10月23日の新堀1丁目での火災なんですが、これは本当に残念なことで亡くなられた方も出たということで、消防の皆さんも本当に御尽力いただいたということで改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

この間振り返ってみると、この新堀のところですか、それから南街2丁目なのかな、それから仲原、実は私どもの事務所のすぐ裏なんですけども、もう古い木造の住宅がもうここ数年立て続けに大きな火災を起こしております、東京都の資料なんかでも全都の木密住宅の解消ということでいうと、そうですね、例えば中野区だとか、そういったところは数年前課題になったかと思うんですが、ここはその資料の中では触れられないけども、図上でいうところの木密地域へ小さい印が赤くなっていたんですね。

その東大和のこの木造密集住宅の解消というのは、もちろん住宅そのものは個人の持ち物でありますけれども、自治体としてこの解消を考えなければいけないという課題も大分顕在化してきたんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについて今何かこうお考えになっていることとかあったら、お伺いしたいというふうに思うんですが。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 木密住宅の解消についてでございますけれども、今年5月東京都が被害想定を10年ぶりに見直しました。その際、火災の焼失の数値もかなり改善しております。東京都はこれまでそういった木密住宅の改善のための諸施策を推進しております、今後東京都が地域防災計画を見直して、そしてそれに基づいて今度は私どもの東大和市の地域防災計画を見直しますけれども、その際に東京都の施策と整合性を取りながら、こういった木密の解消を含めた防災上の課題について検討し、計画のほうに載せていきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員（森田真一君） その焼失現場の周辺の方からなんかも事情伺う機会もあったんですけども、その方、その出火元の方の財産の状況ですか、いろんな事情もあって、なかなかこう後片づけができないまま燃えた跡が残ったままになっている。今後どう手をつけていいかわからないみたいなような状況も残される場合があるということが分かりました。

個人の力でなかなか何ともし切れないところってことなんで、これ周りの方々のその財産的価値ということ

もちろん影響してきますので、ぜひ広く御検討いただきたいというふうに、それだけ申し上げておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 以上で本件の報告を終了いたします。

ここで、説明員退室のため暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

---

午前10時47分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、行政のデジタル化について、本件を議題に供します。

10月27日に埼玉県入間市へDXについて及び「お悔やみ手続きのデジタル化」について視察を行いました。本日は視察内容について御意見、御感想等を御発言いただきたいと思えます。

○委員（佐竹康彦君） 委員長に様々御用意いただきまして、入間市を視察させていただきまして、大変参考になる取組をされているというふうに受け止めさせていただきました。入間市自体はもう渋谷とはまた違って、現在進行形でこれからいよいよDXを進めていくということでございましたけども、リーディングプロジェクト等を立ち上げてらっしゃって、しっかりと目標を定めて、いついつまでにこれをやっていくんだという明確な目標の下に今取組を進められているということで、こういった点もしっかり、行政として当たり前だと思うんですけども、市長のリーダーシップの下にやられているんだなということに感じさせていただきました。

特に「行かない市役所」ですとか、相談窓口をしっかりとデジタルを活用して、より市民の方のストレスも少ないような形で行政運営をしていくという観点も、これ非常に住民目線に立った、住民サービスの向上という観点から、非常に参考となるお取組なのではなかったかなというふうに感じているところでございます。

また、死後のデジタル化ということですね、死後の行政手続のデジタル化推進ということも視察の中でいろいろ教えていただきましたけども、非常にこれから大きな課題となっていく、この団塊の世代の方々が御高齢になって、いよいよ多くの方がお亡くなりになっていく、葬儀場も足りなくなってくるというふうに以前からずっと言われているところでございますけども、こういった中でしっかりとその手続、遺族の方がストレスのないように、ただでさえ悲しみの中で、行政手続に忙殺されるというようなこともございますので、こういった点も含めてカバーしながら、デジタル化を進めているところの先進的な取組について非常に参考にさせていただきました。

東大和市におきましても、もちろんリーディングプロジェクトのようなものを御参考にさせていただきながら、しっかりと目標とターゲットと、またDX後のあるべき市の姿、住民サービスの姿というものを明確に描きながらやっていただきたいということも、また併せてこの死後の行政手続のデジタル化等という点にも御留意されながら、何かしら進めていっていただければなというふうに感じたところでございます。

雑駁な感想でございますが、以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。委員長と副委員長におかれましては入間市の視察、本当に御配慮いただきましてありがとうございます。今佐竹さんもお話いただいた部分もありますが、向こうの職員

の方が言われていたことで、既に作成されている個別の行政計画に対して、DXの観点から工夫や改善を加えて、計画の早期の達成のために付加価値が生じることをたしか目的としているということと、それからDXを方法や手段と捉えずに、最新技術を使って職員の仕事の在り方を考えたり、職員の負担を減らすことで市民に、市民生活も有益になるというようなお話をいただいたことが少し頭の中に残っています。

それから、DXの非常勤特別職の方のお話がありまして、勝手にちょっとお若い方かなと思っていたら、60前後の方ということなので、この方のことを非常にリスペクトするというか、崇拜するようなことを言われる職員の方の意見が多かったんで、その方ちょっといらっしゃらなかつたんであれなんですけど、よっぽど、元狭山市の職員ということだったと思いますが、すごくできる方なんだろうなということと、少しちょっと興味を示したなというふうに思っています。

それから、お悔やみのほうの関係で言えば、まずこの実証実験を執り行っていること自体が挑戦してみようということとやっている、その姿勢はすばらしいなというふうに思っています。

それでお悔やみガイドブック、ご遺族のための手続きガイドブックを頂いてきましたので、東大和市のおくやみガイドブックと見比べてみたんですが、アナログですが、大分入間市のほうがすごく分かりやすいというか、シニアにとってはこれもうすごく、もう本当に細かいところまで尽くしているなっていうのがありましたので、せっかく委員会視察で行きましたので、何か市に生かせるものがあればなということとちょっと思いましたので、委員長と副委員長さんには少しお伝えしたいというふうに思います。

以上です。

○委員（大后治雄君） 視察、どうもいろいろありがとうございました。非常にためになったというか、根本的なその入間市のDXに対する考え方もそうなんですけど、今ね、蜂須賀議員もおっしゃったように、やっぱりこの遺族のためにする、そのDXに関して非常に私共感を覚えました。

私も遺族としていろいろと手続をやったことがあるんですが、その際にいろいろ中身ですね、なかなか何をを用意していいのかわかっていうのが分からなかったりとか、実際にその役所に行って手続をしようと思っても、これが足りませんよ、こう書いてありませんよみたいなことをいろいろ言われて、またもう一回行かなきゃいけないような形になったりもするんです。それはもう私だけじゃなくて多分多くの方がそういう体験をされてんじゃないかなというふうに思うんですね。

その際に先ほど蜂須賀さんおっしゃいましたけど、ご遺族のための手続きガイドブックってかなり44ページもあって、かなり内容が濃いものであります。これ先ほど言ったようにアナログでありますけども、東大和のものとか、他市のものと比べても相当細かく書いてあるんですね。こういったものが手元にあれば、ある程度何かを用意して、それを市役所に持って行って二度手間にならなくて済むんじゃないかっていうところもあります。

こういったやっぱりかゆいところに手が届くじゃないですけども、アナログでありますけど、こういったところからやはり出発してDXに持って行って、もっと面倒なしにしようというような考え方にもなってくるんじゃないのかなというふうに思います。そこをぜひ参考にして、東大和市としても進めていっていただきたいなというふうには思っています。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 死後の手続については私自身も行政書士なんで、専門家なんで、その観点から結構質問して、その後立ち話でももっと突っ込んだ質問、実はしたんですよ。それで、すごかったなと思ったのは、そ

のお話の中で、例えば郵送で専門家が戸籍等を請求するときの決済手続について、すごく面倒くさいことがあって、これ小為替っていう制度を使ってやると、小為替って例えば350円の請求をするのに手数料100円かかったのが今年200円になったんですよ、すごく無駄ですよ。

そういったことを言うと、ああ、そうですねっていう話で、それうちのほうでも実は問題となっていて、そのお釣りの小為替を用意するだけでもかなり負担なんですよって話があった翌日に、担当者から私のほうに電話が来まして、要は行政書士とか専門職の方のそういう困り事みたいのいろいろあることは承知しているんですけど、もっと詳しく聞きたいっていうことで直接担当課から電話来ました。

私も行政書士の部会でそういった問題点があることをずっとこういうことありますよということをお伝えをして、そうしたら、その1週間ぐらい後にサイトをつくりましたので、見てくださいと。そのサイトがよくできていて、すごい使い勝手がいい感じなんです。何が驚いたかっていうと、そのスピード感です。DXをやる担当者のリテラシーがすごい高くてやる気も高い。積極的に向こうからこっちに視察に行った後に質問したことに関して電話来たなんて初めての経験じゃないですか。多分皆さん、ないと思うんですよ。

だからそういった職員の体制っていうものが恐らく入間市のDX化が成功している要因であるかなと思ったのと、あと、やっぱりそういったところに提携する企業もベンチャー企業じゃないですか。ベンチャー企業と提携するって勇気要ることだと思うんですよ。行政ってやっぱり何かするとエクスキューズ、言い訳をしたがるので、必ず実績があるところ、実績があるところ、これって大手企業が何もしないための言い訳なんです。要は実績があるところっていうイコール、こっちに判断能力がないっていうことを言っていることと一緒になんです。そういうことをちゃんと自分たちの責任を持ってやっているっていうことは、うちの市が見習うべきところだなというふうに思いました。

本当手続のガイドブックなんてよくできていて、これ専門家の行政書士にも教えたんですけど、すごいって言うふうに言っていましたので、こんなのは著作権なんかない、行政同士なんでパクればいいと思うんですよ。パクって言い方あれですけど、すごくまねして同じようなものを作って、東大和1枚ですからね、1枚か2枚か見開きかな、なんで、すごくそういう意味では不親切だというふうに思いました。だからアナログでもデジタルでも、基本はやっぱりその人間の人材のリテラシーの高さによって、こう物事って変わっていくんだなと非常に印象を受けました。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ありがとうございます。

○委員（中間建二君） 入間市のデジタル・トランスフォーメーションビジョンの視察につきまして、委員長のほうでいろいろ御尽力いただきましてありがとうございます。様々今述べられておりましたけれども、やはり私もこのリーディングプロジェクトの中で、やはりこのデジタル・トランスフォーメーションを進めていく中でのあるべき姿というのをやはり明確に示しているということが、やはり行政職員にとっても、また市民にとっても、その目指す在り方がよく伝わるようなプロジェクトになっているかなというふうに思いました。

5点柱がありましたけども、聞きたいことのたらい回しをなくす、またデジタルとデータの力で災害などの危機に備える、市役所に行かずに相談ができる、窓口での煩雑な申請や手続をなくす、デジタル空間に便利で喜びあふれる市役所を誕生させる、こういうその具体的なあるべき姿が示されていることで、この入間市が進めていく取組がより分かりやすく伝わってるのかなというふうに受け止めました。

ただ、一方でもちろんまだスタートしたばかりということもありますので、具体的にどういふそのサービス

が進んでいるのか、職員の業務改善が図られているのかというところについて、やはりそんなに東大和市とも変わらないのかなというふうにも感じたところです。

その上でやはり一定の東大和市と比べて進んでいるなど感じたのが、DXer（ディーエクサー）とかおっしゃっていましたですね、入間市の独自の造語ということで、所管課任せではなく所管課が取り組むDXの取組を入間市におけるデジタル政策推進課ですかね、入間市におけるデジタル政策を所管する課がサポートしていくということが、はっきり体制が取られているところが特徴的かなと。様々市政運営で各課とやり取りをしている中でも、やはりなかなか課によっては、その意識の差があるところがあるかと思しますので、所管課任せではなく、このDXを推進する課が所管課を超えてでもサポートしていく体制が取られているということが、大きく一歩進んでいる施策かなというふうを受け止めました。

東大和市もまだまだ今緒についたばかりかと思えますけれども、入間市の取組もぜひ参考にさせていただきながら、取組を進めていくべきかなというふうに思いました。

以上です。

○委員（森田真一君） 渋谷に続いて、厳しい日程の中でこの2つの視察、続けてやっていただきまして、本当にありがとうございました。大変貴重な見聞となりました。

私はこの仕事をやる前に健康保険の得喪ですとか、こういう市役所でやるような業務も多かったものですから、自分でお悔やみガイドを作ってみたことあったんですけども、なかなか人の手、やんなきゃいけない手続ってというのは、非常にこう複雑になっているものですから、ああやってまとめるのはすごい大変だっただろうなというふうに直感的には思いました。

そういう中でも今ほど床鍋委員からもお話しいただいたんで納得したんですが、やはりそのデジタルだからっていうよりも、その仕事の姿勢がすごくこうアグレッシブな、そういう気風があるんだなということも今分かりましたんで、これはもうぜひ皆さんにもお伝えしたいというふうに思います。

今コロナ禍でこういった役所でする窓口業務で受付するようなことってというのが非常に困難になっていて、市も大変なんですけど、市民もそれこそつい最近もあったんですけども、シングルマザーの方でたまたま転居せざるを得ない事情があって、その手続をしようとして子供のこと、学校の手続ですとか、いろんなことも同時にやんなきゃいけないのに、コロナになってしまって身動き取れなくなって、どうしたらいいんだみたいな、そんなような事情たまたま昨日会ったら聞いたもんですから、こういったときに少しでもこう窓口業務、これを含めてデジタル化ってことがね、安全もちろんあっての上でのことなんですけども、大事にやってきているってことは得心をしたところでございます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 皆さん、視察お疲れさまでした。本日は床鍋委員のほうから後日談もお聞かせいただけて、視察の現場で感じていたことが実際なんだなというか、そんなことも確認させていただいて、ありがとうございました。

渋谷のような、もう一つの形になって第2ステージに行こうとしている自治体、入間のように当市と同じような段階でっていう部分で、2つの自治体見ていただきましたけれども、やはり職員全員が共通の理解を持ってスタート地点に立っている。入間市の場合はムーンショットっていうビジネス用語を使っていましたし、渋

谷の場合はバックキャストを使っていました。要するに最後、ゴールを見てから今何するのかっていうのが共通認識に持てているところと、あと入間市に関しておくやみの手続の資料のやはりお役立ち度っていうのは、言い換えると相手の立場に立ってっていう形の姿勢なのかなあと、利用される方の立場に立って全てを見ると、やるべきことが見えてくるという基本的なサービス業の姿勢と、そのモチベーション、情熱っていうところが、やはり入間の今一つ力になってるんじゃないかなというふうに皆さんの感想からも、再度確認させていただきました。

今いただきました皆様の御意見等につきましては、所管事務調査の行政のデジタル化についての報告書に反映させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

所管事務調査、行政のデジタル化についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（和地仁美君） これをもって、令和4年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時 3分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美